

議 第 9 号 議 案

ふじみ野立てこもり発砲事件に関する決議について

ふじみ野立てこもり発砲事件に関する決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年3月14日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 尾 崎 孝 好

賛成者 同 篠 田 剛

同 勝 山 祥

同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

銃器を用いた事件は、人命を奪うとともに、市民の日常生活を脅威にさらすものであり、断じて容認することはできないという理由から、富士見市議会として決議し、銃器を用いた事件が二度と起こらないような取組とともに、地域医療の後退が起こらないように対策を講じることを求めるために、この案を提出します。

ふじみ野立てこもり発砲事件に関する決議

令和4年1月27日に発生した立てこもり事件においては、富士見市内で開業していた医師ら2名が撃たれ死傷した。

長年地域医療に力を注がれ、在宅で診療を受けた患者からも信頼され親しまれていた医師らが、いわれのない理由により銃弾を受け死傷された無念は痛恨の極みである。

この事件に対し、市民を代表し、犠牲になられた方、並びその御家族の方々に対し心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

こうした銃器を用いた事件は、いかなる理由があれ、決して容認することはできない。

よって、富士見市議会は、銃器を用いた事件が二度と起こらないような社会の実現を目指すとともに、関係機関に対し、銃器を用いた事件が二度と起こらないような取組や、地域医療の後退が起こらないように対策を講じることを求める。

以上決議する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会